

# わたしたちが施設を管理します

## 「71の施設の指定管理者を指定しました」

### 指定管理者制度ってなに？

市内には、市民の皆さんの健康と福祉の向上や、文化・スポーツなどの振興を図るため、さまざまな公の施設が設置されています。

これまで、公の施設の管理は、市が直接行う方法、または市が出資している法人や公共の団体に限って管理を委託する方法のいずれかでした。

しかし、平成15年の地方自治法の改正により、市などの地方自治体が管理する公の施設に関する制度が、これまでの管理委託制度に代わり、民間事業者やNPO法人、ボランティア団体にも委託できることになり、管理委託先の幅を広げ、市民サービスの向上や効率的な管理運営を図る目的で指定管理者制度が創設されました。

※公の施設…住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する施設。

※NPO法人…継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

### 指定管理者ってなにをするの？

指定管理者が行う業務の範囲は、施設の機能や事業の内容によって異なりますが、おおむね次の業務を行います。

- ①施設の日常的な管理運営
- ②施設や付属設備の維持・小規模修繕
- ③利用許可に関する業務
- ④利用料金の収納に関する業務
- ⑤施設の設置目的に沿った事業の実施

### 71の施設の指定管理者を指定しました

平成18年1月30日から2月1日にかけて、平成18年第1回市議会臨時会が開かれ、岡志別の森運動公園や市民プール、婦人研修の家、老人憩の家など71の施設の指定管理者を指定する議案が議決されました。

指定の期間は、平成18年4月1日から3年間または5年間で、市と指定管理者間に取り交わされた協定に基づき、施設管理を行います。

### ◎施設名・指定管理者名・指定の期間

施設名	指定管理者名	指定の期間
岡志別の森運動公園	北海道曹達(株)幌別工場	平成18年4月1日～ 平成23年3月31日
川上公園(※1)		
市民プール	(財)登別市文化・スポーツ振興財団	
亀田記念公園	登別造園工事業協同組合	
若草中央公園		
富岸公園		
新川公園		
らいば公園		
川上公園(※2)	(財)登別市文化・スポーツ振興財団	
市民会館		
鷺別公民館		
総合体育館		
市営陸上競技場	(社)登別市シルバー人材センター	
労働福祉センター	伊達市農業協同組合	
市牧場	(有)のぼりべつ酪農館	
札内高原館		平成18年4月1日～ 平成21年3月31日

- ※1 道道弁景幌別線から幌別市街地側を除く
- ※2 道道弁景幌別線から野球場側、郷土資料館を除く



▲川上公園



▲亀田記念公園



▲市民プール



▲岡志別の森運動公園